

岐阜県公報

第二千五百九十三号
平成二十六年十月二十八日

(火曜日)

目次

告示

林業用種苗生産事業者の登録
 保安林に指定する予定である旨の通知
 保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知

選挙管理委員会告示

設立届が提出された政治団体の名称等の公表
 政治団体の異動事項の公表
 解散届が提出された政治団体の名称等の公表

公示

特定非営利活動法人の定款変更認証申請
 平成二十六年年度採石業務管理者試験合格者

岐阜県告示第六百一号

林業種苗法（昭和四十五年法律第八十九号）第十条第三項の規定により、次の者を林業用種苗生産事業者として登録したので、同法第十六条第一項の規定により告示する。

平成二十六年十月二十八日

岐阜県知事 古田 肇

告示

登録番号	氏名又は名称及び住所		生産事業の内容	事業所の名称及び所在地
一九三四	株式会社北栄工事 郡上市高鷲町ひるがの 四六七〇番地の二二四		採取及び精選	株式会社北栄工事 郡上市高鷲町ひるがの 六七〇番地の二二四三
三	苗木	種穂	幼苗の育成	

岐阜県告示第六百二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十六年十月二十八日

岐阜県知事 古田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

大垣市上石津町谷畑字北谷五五六（次の図に示す部分に限る。）

- 二 指定の目的
土砂の流出の防備
- 三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐は、択伐による。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県林政部治山課及び大垣市役所に備え置いて縦覧に供する。

岐阜県告示第六百三三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により告示する。

平成二十六年十月二十八日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
 恵那市東野字保古山二三九〇の五、二三九〇の一、二三九〇の二、二三九〇の四、二三九〇の二二、二三九〇の二三、二三九〇の二七、二三九〇の四一
- 二 保安林として指定された目的
 水源の涵養
- 三 変更後の指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - 1 主伐は、択伐による。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 次のとおりとする。

(一) 「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び恵那市役所に備え置いて縦覧に供する。

岐阜県告示第六百四〇号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により告示する。

平成二十六年十月二十八日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
 恵那市東野字天王山三〇七の一、三〇七の三、字花無山二〇一の一、二二〇一の一六、二二〇一の一七、二二〇一の三七、二二〇一の六七
 - 二 保安林として指定された目的
 土砂の流出の防備
 - 三 変更後の指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - 1 主伐は、択伐による。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 次のとおりとする。
- (一) 「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び恵那市役所に備え置いて縦覧に供する。

選挙管理委員会告示

とおり告示する。

平成二十六年十月二十八日

岐阜県選挙管理委員会
委員長 大松利幸

岐阜県選挙管理委員会告示第七十一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定により、政治
団体設立届が提出されたので、同法第七条の二第一項の規定により、その名称等を次の

1 政党の支部
国会議員関係政治団体以外の政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	一以上の市町村等の区域を単位として設けられる支部
自由民主党岐阜県林盤会支部	伊藤光邦	沖田英輔	岐阜市六条江東2 5 6	

2 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）
国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
大久保京子を助ます会	大竹滋彦	大久保 義弘	瑞浪市土岐町39 13
「さこう信幸」を育てる会	酒向伸和	渡辺 栄治	美濃加茂市下米田町信友51
わだえつ子となのはなひろば	和田悦子	和田輝夫	土岐市泉が丘町1 81

平成二十六年十月二十八日

岐阜県選挙管理委員会告示第七十二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条第一項の規定により、政治
団体の届出事項の異動届が提出されたので、同法第七条の二第一項の規定により、その
異動事項を次のとおり告示する。

岐阜県選挙管理委員会

委員長 大松利幸

政治団体の名称	異動事項	新	旧
---------	------	---	---

維新の党岐阜県総支部	名	維新の党岐阜県総支部	日本維新の会岐阜県総支部
維新の党衆議院岐阜県第4選挙区支部	名	維新の党衆議院岐阜県第4選挙区支部	日本維新の会衆議院岐阜県第4選挙区支部
岸一夫を育てる会	代表者	岸 忠史	山口 正司
	主たる事務所の所在地	美濃加茂市蜂屋町中峰屋518	関門市市平賀416-2

岐阜県選挙管理委員会告示第七十三号
 政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、政治団体解散届が提出されたので、同条第三項の規定により、その名称等を次のとおり告示する。

平成二十六年十月二十八日

岐阜県選挙管理委員会
 委員長 大 松 利 幸

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	解散年月日	政党又は政党の支部の場合その旨の表示	当該政党の支部を政党の名称とする	一以上の市町村の区域等を単位として設けられる支部の表示
岸上あおい後援会	岸上あおい	岸上由美	岐阜市入舟町4-7-2	平成25年12月31日			
白山会	堀 敏夫	斉藤典子	岐阜市九重町1-12-3	平成26年9月30日			

公 示

特定非営利活動法人の定款変更認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により特定非営利活動法人の定款変更認証の申請があったので、同条第五項で準用する第十条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十六年十月二十八日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 申請のあった年月日 平成二十六年十月一日
- 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人かがやき
- 三 代表者の氏名 中川 智文
- 四 主たる事務所の所在地 岐阜県下呂市御厩野二九四四番地一八四

五 定款に記載された目的 この法人は、障害のある人々とその家族が住みなれた地域で安心して生活を営むことができるよう、ケアホーム・グループホームの設置・運営を行うとともに、豊かな社会生活を送るために必要な支援を行い、関係諸団体と連携し、地域福祉の向上に寄与することを目的とする。

平成二十六年探石業務管理者試験合格者

探石法（昭和二十五年法律第二百九十一号）第三十二条の十三第一項の規定により実施した平成二十六年探石業務管理者試験の合格者の受験番号は、次のとおりです。

平成二十六年十月二十八日

岐阜県知事 古 田 肇

受験番号 受験番号 受験番号

三 三 二 二
九 二 五 四 二

四 三 二 二
一 三 八 一 七

三 三 二
五 〇 三 九

以上十四名

平成二十六年十月二十八日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編集

岐阜市三輪ふりんどびあ十三
岐阜文芸社